

第二十二回 参議院商工委員会會議録第十六号

昭和三十年六月九日(木曜日)午後二時
十六分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 高橋 衛君
委員 上原 正吉君
深水 六郎君
加藤 正人君
河野 謙三君
海野 三朗君
藤田 進君
上原 愛一君
小松 正雄君
白川 一雄君
苦米地義三君

政府委員

通商産業 島村 一郎君
政務次官 記内 角一君
中小企業庁 秋山 武夫君
振興部長

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○商工組合中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(吉野信次君) それではこれから委員会を開会いたします。

ちよつと御報告を申し上げておきますが、先般経済審議院設置法の一部を改正する法律案につきまして、高橋長官から説明がございました。これは内閣委員会に付託されておるものですから、そこで、当方から内閣委員会に連合審査を開きたいということを申し入れましたところ、内閣委員会から、あす金曜日午後一時から連合審査会を開きたいという返事が参りましたから御報告申し上げておきます。従つてあしたは向うの方にお集まりをお願いしたいと思います。

それでは、本日は中小企業関係の法案が四つあつております。これを議題にして質問を続行したいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) この前、当初に中小企業関係の予算について御説明申し上げましたが、先般衆議院で修正可決されました、目下参議院で御審議中の予算に変更がございまして、若干中小企業関係にも関連がございまして、この機会にそれを御説明申し上げます。

上げておきたいと存する次第でございます。まず第一は、一般会計の問題でございますが、中小企業振興費の中に一億円追加になったのでございます。その内訳をいたしましては、これを協同組合の共同施設及び設備の近代化の費用に一億円追加する、これは従来は三億二千万円にございまして、これを四億二千万円にするということに相なつた次第でございます。

それから予算の第二点は、中小企業金融公庫に對します出資が、政府原案では十五億圓ということにございまして、それに関連いたしまして、目下提案いたされております中小企業金融公庫法の一部改正におきまして、十五億を増資して、資本金を百五十五億から百七十億にするということになつておるわけでございまして、これが十五億が五億に削減されました。すなわち十億の減少をみたわけでございまして、おそれるべく衆議院の商工委員会においてこれが修正に相なつたことと存じております。

それから、これは直接こちらの法律には関係ございせんが、国民金融公庫の出資が二十億といふふうに当初政府原案では予定されておりましたが、これが十五億削減されました。同じく五億だけが今年度の一般会計からの出資ということに相なりました。これは大蔵委員会の方に目下法律の改正案が上程されておりますので、この方面でいふべき修正が加えられるだらうといふふうに存じます。こういうふうに、一般会計からの出資は減少いたしました。したが、そのかわりいたしまして、資金運用部資金を中小企業金融公庫には二十億増加する、従来九十五億でございましたものを百十五億にする、すなわちこれを裏返しますと、従来十五億の一般会計からの出資を十億削減しましたが、かわりに資金運用部資金の融資を二十億ふやし、運用可能資金としては差し引き十億を増加するということが相なつた次第でございます。国民金融公庫につきましては、同じく五億に削減されましたが、資金運用部資金の融資につきましては二十億を増加する、すなわち十五億の一般会計を削減したかわりに、資金運用部資金から二十億増加しまして、差し引き国民金融公庫の運用資金は五億増加するということに相なつております。結局一般会計から出資する無利子の資金が運用部資金に振りかわつた、しかしながら、運用資金が増加いたしました。若干金利のコストは高くなつて参りますが、運用資金としてはいづれも増加に相なるといふことになつておる次第でございます。しかし中小企業金融公庫の予算の面を見て参りますと、資金量十億程度のものが運用部資金の貸付といふふうに振りかわりました。若干貸し倒れ準備金等の操作によりまして、収支には変わりないといふふうなことに相なつております。中小企業金融公庫につきましては、従来原案では貸し倒れ準備金を千分の十積み立てるといふことにいたしました。ところが、それを千分の九・八を積み立てるといふふうになりました。ば、収支におきましては変化なしといふふうな計算が一応出るわけでございまして、われわれ目下、先般申し上げましたように、公庫の金利引き下げという点についても検討いたしております。金利の引き下げもそう支障なく行い得るのではないかと存じておる次第でございます。

それから商工中金に對しましては、一般会計からの出資十億、これに伴います法律の改正がございまして、これは変更いたしまして、この点については変更いたしません。資金運用部資金から今年度金融債を百七十億引き受けるということに相なつておりましたが、これを四月、五月分ですべてに引受済みのものを除きまして、残金は全部引き受けを停止するということに相なりました。従ひまして、商工中金としましては、本年度二十四億の預金部引き受けという計画であつたのでございますが、そのうち四月、五月分四億だけはすでに発行済みで引き受けに相なつております。残り二十億は預金部資金では引き受けしてもらえない、これはすべて市中で引き受けて公募する以外に道はないといふことに相なつた次第でございます。ただ御承知の通り、両院の決定をもつて資金委員会というふうなものを

る金融債とか、あるいは農林金融公庫の発行します債券、あるいは住宅公庫の発行します債券というふうなものを一般市中で引き受けてもらおうとしたりふうに計画いたしておるようであれ
ます。

○小松正雄君 私のことして尋ねて

ることは、商工中金が二十億の運用資金の引き受けを政府と自由党の折衝によつてこれが停止されたとして、このまた二十億はそのままでなくて、市中銀行に回すというように、市中銀行に流れると思ひますが、これは市中銀行の問題ですね、預託金をこの商工中金で引き受けて、商工業者に貸し与えても、安いは、金利で借りられるというものが、市中銀行へこの二十億が流れて行つて、市中銀行から、たとえば二十億を商工業者が借りるとする場合に金利が高くなりはないか、こういう意味でお尋ねしているのですが、金利は依然として商工中金並みの金利であるから、市中銀行貸付の金利であるとするならば、その間の金利率というものが相当借り方には高くなると、こういうふうな考へるわけでありまして、商工中金に回すことができないものであるならば、市中銀行にも回せないのじゃないか、かような考へ方をするので、市中銀行に回す金をやはり商工中金に引き受けてもらへば、その分を商工業者に商工中金を通じて貸してもらうということになる、金利が市中銀行より商工中金の方が安いという関係から、そういうふうにした方がいいのじゃないかという意味からお尋ねいたしますので、金利の利率、商工中金で借りるという場合の金利はどういうふうなことになるかと、市中銀行で借りるという場合の金利はどうか。

○政府委員(記内角一君) ただいま金融債を引き受けます際についての資金部の操作の問題で申し上げたのでございますが、これは商工中金の金融債を引き受けるのをやめなければ、これをほかの、たとえば政府機関に回すことにいたしましたのでございます。従ひまして、この金が一般金融機関に回つて参るわけではございません。たとえば先ほど申し上げましたように、国民公庫だとか、中小企業公庫が五億、十億ずつふえたのも、この方面の資金を回すということになるわけではございません。またこれをほかの政府機関に回しまして、一般会計から出資しておりましたのを引き揚げまして、一般会計に余裕を作り、その余裕をもつて、たとえば減税に充てるとか、あるいは最初に申し上げました補助金の増額に充てるとかいうふうに使ひ分けをいたしましたのでございます。従ひまして、一般金融機関に預金部資金が流れるというふうなことはございせん。むしろそういうことになりました結果、商工中金自身には預金部から引き受けてもらへなくなつたので、その分は、この金はどうしても必要だから、これを一般銀行に是非でも引き受けてもらいたい。ただそのためには一般銀行から預金の増、その他もございまして、こういう方々の政府機関の債券を優先的に引き受けてもらいたい、それらの操作をするために状況でございまして、それにつきまして、それでは金利が非常に大きくなるのじゃないかというふうな御懸念もあらうかと思ひますが、現在におきましては、預金部で引き受けます金利と市中で引き受けます金利は同額でなければならぬというふうに、預金部資金、運用部資金の方がなつておりますので、商工中金といたしましては、運用部で引き受けてもらつても、一般市中で引き受けてもらつても金利の面

においては同じでございます。ただ運用部からの引き受けになりますと、一括でございまして手数料がかかります。それから、手数料というものが全然ないのであります。一般金融機関から引き受けてもらつた場合にはいろいろ手数料がかかります。その手数料の分だけ若干負担増になるというところに相なります。従ひまして、その辺の金利の面もさることながら、むしろ手数料の負担増といふこともさることながら、われわれとしてはぜひこの二十億の金、振替の分をぜひ一般銀行方面で引き受けてもらいたい、この面に特別の努力を払いたいというふうに考へておる次第であります。

○海野三朗君 中小企業金融関係資料、中小企業庁が出しておりますこの資料の表をずっと私拝見したので、この十四番目の表を拝見いたしました、業種別貸付残高表というところ、これは旅館業ですか、料理屋ですか、一体どういふふうな業種なんでしょう、サービス業。これには相当出ておるやうに思ふのですが、それにも運輸資金も入れてあるやうですが、その内訳、サービス業といつてありますが、どういふふうなのですか、サービス業になつておるのでしょうか、それを承わりたいと思ひます。十四表、中小企業金融関係資料というので、中小企業庁から出したこの表、第十四番目。

○政府委員(記内角一君) これは旅館業も入つております、それからたとえばクリーニング、洗たく屋といふふうなものも入つております。一般にサービス業と言われておりますものがこの中へ……、いわゆる物品製造業ではございせん、そのほかたとえば自動車修理、あるいはクリーニングといふふうなもの、旅館も入つております。そういう式なものが含まれておるわけではございません。

○海野三朗君 この中ではやはりそういうふうな一般に言われておるサービスといへば、旅館業とか、それからクリーニングも入つておるわけですか、すると、そのほか自動車の修理といふふうなものも入つておるわけなんです。

○政府委員(記内角一君) その通りでございます。

○海野三朗君 そういたしますと、その上の方の金属の製品とか、精密機械器具というより部分には、その自動車の修繕とか、そういうものは入つていないわけなんですか。

○政府委員(記内角一君) これはいわゆる製造業でございまして、修理業はこの中には含まれておらない予定でございます。

○海野三朗君 こういう中小企業金融公庫法が設けられたその目的というものは、おもに製造工業に重きを置いたわけじゃないか、中小企業を救うところに重きを置いたんじゃないか、どうでしたか。

○政府委員(記内角一君) ここに掲げてございましては商工中金、上の表示が悪くてそれは誤解があるかと思ひますが、その前のページにございまして、商工組合中央金庫の運用状況でございまして、中小企業金融公庫そのものの運用の業種別は、それ以前の六ページにございまして第七表でござい

も、貸し出し先につきましては厳に種類を限定し、さらにその旅館の種類を限定します。さらにその旅館の中でも、先ほど申し上げましたように、公安、衛生というふうな部門に重点を置いてやるようにということで、漸次そういう方向に動いておると思つておられます。なお今後ともこの方面の特に注意を喚起して参りたいというふうに考へておる次第でございます。

○海野三朗君 ただいまのことにつきまして政務次官の御所見を一つ承わりたいと思つたのです。私はその根本が大体ずれておる、中小企業を救うという、そういう眼目から出ておるのであると思つたのですが、ところがその貸付したところは非常にずれておるよう思うのですが、こういうことじゃ、単に政府が金貸しをやるといふことでは意味をなさない、中小企業金融公庫という銘を打つておる以上は、中小企業を眼目としてやらなければならぬのじゃないか、それなのに優先をそういう銀行屋にばかりまかせておくから、こういうふさぎが出るのである、この状態について政務次官はいかようにお考へになつておられますか。ただ金を貸した利益さえ上つてくるならどんな商売でもいいのだというような考へが幾らかこれに入つておるようには私は思ふ、こういう考へでは私はならぬのじゃないか、こういうふうには思ふが、政府当局として、政務次官としてはいかようにこの点についてお考へになつておるのでしょうか。こんなことでは中小企業は救われぬ、この金融公庫が発足をした本来の目的よりも少しずれておるようには考へるのでありますので、この点についてはいか

うにお考へになつていらつしやるか、その御所見を一つ承わりたい。

○政府委員(島村一郎君) なるほどただいまの御意見はごもつともであらうと存じます。政府におきまして、初めはこういう業種目別に考へておりませんでしたが、ところが国会の御意向がここにありましたので、政令でこのように定めて、この範囲内において対処をいたしましたというのが現状でございます。

○海野三朗君 そこで、これを直して行くためには、どうしてもこの公庫の方の出店を出して、そうしてこの本来の目的に向つて進むようにしなければならぬのじゃないか。で、銀行屋にまかせてはいけなけれども、つまり出店が非常に私は少ない、それでこういうことになつた、こう考へるのであります。これに對する、つまり政府当局はどういうふうなお考へを持つていらつしやるか。このままではいいんだ、十五億の金を十億だけ減らしてやつたからいいんだというふうな、まるで厄介者扱いのような考へではならぬ。ほんとうにこの際中小企業を政府が何としてでも救う熱意を示さなければならぬのに、こういうふうなことを見ると、なかなか私は不愉快な感じが抱くのであります。これに對してどういうふうなお考へを持つていらつしやるか。

○政府委員(島村一郎君) 政府の行き方といたしましては、ちよつとただいまの御意見に合致するような方向で指導をいたしておるつもりであります。どうかさう御了承願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 出店をもつとふやしない

ざるお考へがあらますかどうか。

○政府委員(記内角一君) 出店を持ちまして、自分で直接貸しをするのが、ある意味においては適當かとも思ふのであります。が、實際問題といたしまして、そういうふうな貸し出しをするには、相當熟練をいたしました人を必要とするのでございます。にわかに各方面に支店を設置いたしましたとしても、そういう適當な人を求めることがむずかしいという事情にもございまして、また、

県にたとへば一カ所設けまして、その店舗の近くのものであれば、やはり相當便宜は得られますけれども、そこから離れた所にあるという面もございまして、やはり重点は代理貸し、つまり一般金融機関を使うということもぜひ必要になつて参るわけでございます。従いまして、私も目下のところでは、とうてい事実上人を求めることもむずかしいやうに思ひますし、経費も相當かかることではございまして、各店舗を急激に増加するということは考へておらないわけでございます。ただ、そういうふうな間隙もございまして、一般の事務の簡素化ということ、現在東京に本所、大阪に支所を一カ所持つておられますが、本年度におきましてはさらにこれを札幌、名古屋、福岡と三カ所増設する予定になつております。その機会に、ここでもつて何と申しますか穴埋めの、ほかの一般金融機関から相手にされないような費用でしかも重要な面につきましては、直接貸しを実施して参りたい、代理店を使わないで、自分自身で直接貸し付けができるようにして参りたいという考へ方のもとにこの案を作つてお

るような次第でございます。

○海野三朗君 ただいまのお話で、そう無限に出店を出すわけには行かない、それはごもつともでありまして、またお役人が直ちにそういうことをやつて仕事ができるものだと私は思つておられますが、地方におきましては、やはり金融状況なり会社、工場、金融関係方面のことはやはり専門家がおりますから、各銀行と連絡をとつて調べればすぐわかつてしまふ。その経営状態でも何でもすぐわかるわけでありまして、それを見たときに、工場に貸せば一割の利益しか上らない、あるいはほかの所に貸せば二割の利益が上るといふやうな、単にもうけることを考へておる銀行のみにまかしていただくことが私はいけなしいと思ふ。それでありますから、そこであつた方より、つまり本當に正しい見地に立つて、利益が割合に少くても比較的堅実である、よく考へた所にははつきり貸し付けようにする。それをやる場合には、銀行なりには専門の調査部がありますから、各銀行に電話一本で、調べて見ればすぐわかる。そういうことをおやりになつて、そうしてこの事業には貸したらいいか、貸さないかといふところ、はやはりあなた方が御判断になるのである。ほんとうにこの日本の中小企業は救われぬ。もう皆全部倒壊して行つてしまふのではないかと私は思ふのです。でありますから、急に各県に出店を置いたらどうだといふやうな私は無理を言うのではないけれど、逐次出店をふやしていつて、公平なるあなた方の判断を下して、そうしてこの金融の關係を助けてもらいた

い、こういうふうには私は思ふのです。が、その辺のあなたの方針、御信念を伺ひたい。これはしろうとでありますから、すぐ貸し付けるといつても、うまくいくものではない。それはわかっている。それは電話で各銀行の調査部に聞けばすぐわかる。そういうことを聞いたら上で、勘案して、この事業に對してはやらなければいけないと、そういうことはやはりあなた方がお考へにならないわけにはいけないのではないかと。單なる金融業者にだけ窓口をまかしておいてはいけなしいというふうに私は思ふのであります。この点についてのもう一言あなた方の御信念を伺つておきたい。

○政府委員(記内角一君) まことにごもつともございまして、われわれも公庫の方の貸し付けにつきましても、全部金融機関にまかしておるのじゃないかと、その貸し付けに對しましては、一々本所のほうに書類を提出させまして、それをチェックしておる。ただそのチェックの仕方が今までのやうな言われておつたわけでございますが、現在では非常に早く、公庫の内容に關します限りは、できるだけ手つとり早く処理をいたしておるわけでございます。

ただ対象業種の選別というやうな面につきましては、これは御指摘のやうな考へ方で行くべきでございまして、で、常々そういうふうな指導をいたしておるわけでございます。最近の状況を見まして、たとえば旅館業等につきましては、各期貸し出しも減少いたしておるというふうな情勢でございまして、相當公庫としても努力してお

る跡が見受けられるのでありますが、なお御趣旨の点もよく示しまして、遺憾のないように措置して参りたい、かように考えております。

○河野三君 ちよつと伺いたいのですが、商工中金なり公庫で、貸し出しの対象になつておるものは、組合と、組合外の会社、もしくは個人、こういうものはどういふ比率になつておりますか、御調査ができておりますか、商工中金の場合ですと……

○政府委員(記内角一君) 公庫につきましてははつきりいたしません、これは大体が個人ということで、組合はきわめて少ないと思いますが、もつとも商工中金が代理貸ししたおるものは相当、公庫から組合に……

○河野三君 組合に貸し付けましたものが、四百六十九億、組合員に直接参りましたものが六十七億というふうになつておりました、全体のパーセンテージは、貸し付け五百三十五億に對しまして、約二、三割というふうになつております。

○河野三君 二、三割が個人貸付ですか。

○政府委員(記内角一君) そうでございます。

○河野三君 あとの分は全部組合対象になつておられますか。そこで今のは本年の三月のあれでしたが、過去一カ年で個人貸がふえておるのですか、減つておるのですか。

○政府委員(記内角一君) 昨年の三月の残高で見ますと、四百六十四億の総貸し出し高のうちで四十六億が直接貸しでございます。組合に對しま

すのは四百七十七億ということに相なつております。従いまして金高としましてちよつと二十億ばかりふえております。率といたしますとちよつと一割から一割二、三分に若干ふえております。

○河野三君 今のところこの個人貸しは大した金額ではないし、さほど問題ないと思ひますが、将来の問題として、通産省としては個人貸しがふえる傾向はむしろ奨励されているのですか、それとも原則として組合貸しということにだんだんしぼつて行こうということなんでしょうか、この御方針を伺いたい。

○政府委員(記内角一君) われわれといたしましては、できるだけ組合を通じて貸し出しをするというふうな指導をいたしておる次第であります。

○河野三君 そりすると過去わずか一カ年の間に二、三割で個人貸しがふえたということは好ましい傾向でないというふうに通産省はとっておられますか。

○政府委員(記内角一君) まあこの程度の比率であればやむを得ないかというふうには考えておるところでございます。

○河野三君 個人貸しの一口当りの平均貸し出し金額は幾らになつております。

○政府委員(記内角一君) 今年の三月末の平均で見ますと、組合に對して一口一組合平均は七百五十万、直接貸しにつきましては百七十八万というふうになつております。

○河野三君 私はこれはこの機会に個人貸しについて、もう少し厳格なる指導監督をされるべきじゃないかと思

ひます。だんだん過去一年のような状況で、個人貸しに加速がかかつてくるということは、この種の特殊金融の性格からいって非常に邪道だと私は思ふのです。この金融機関から個人で金を借りられるというものは、大体市中金融にも依存できる部類の人だと思ふのです。大体が、市中銀行で金融の斡旋を願えないという部類のところが私は大体さつき海野さんは別の角度から言われましたが、この金融機関によつて救つてやるといふ私は大きな目的がそこにあると思ふのです。でありますから、もう原則として組合オンリーだというくらいで私は行くべきだと思ひますが、どうでございますか。

○政府委員(記内角一君) 御案内の通り商工中金の金利は一般市中金利に比べますと相当高くなつております。従いましてまあどちらか、信用金庫あたりから借りるのに比べますればあるいは若干低いとか、実質金利から見ますとまだ低い方かもしれませんけれども、銀行等から見ますとやはり相当金利も高くなつておりますので、銀行と取引ができる、あるいはその限度を十分持つてゐる所につきましては、おそらく商工中金は利用しないのじやないかというふうには考えております。

○河野三君 いや、私は先ほどお話のように、原則として組合が対象になるのだ、こういうことであればやはりその原則を守つて行くためには、もう少し指導されないと、過去一年の増加率というものは、これから迎える一年には、もつと個人対象の貸付がふえる傾向に私はあると思ふ。必ずやうなところからいければ、これが組合対象の貸付に對して二割になり三割になりということが私は必ずしもなくてはならないと思ふ。上ほど通産省の方で指導されたいと……それからこの金利が高いのだからして市中銀行で借りられる人はみんなそこへ行くので、わざわざ力のある人が商工中金に依存しないだろう、こういうお話がありますけれども、これはそういうものじやないんで、これは私自身でも小さななかで仕事をやつておつて、市中銀行でも金を借りるが、商工中金でも金を借りるのです。それはどういふことかといふと、この特殊金融だと長期にわたつて借りられるのです。それにもう一つは市中銀行だと金利以外の金のなかなかなかかるのです。表面は二銭五厘でも二銭五厘じゃ上らないのです。やれ箱根へ連れて行くとか熱海へ連れて行くとか、やれおつかい物をするとか、こういうものがなかなか大きなものなんです。だから決して表面に表れた二銭五厘と三銭なら誰か二銭五厘の方へ行くだろう、そう簡単にはいかないんです。でありますから、まあ話は脱線いたしました、どこまでも零細な企業に對する金融を国家が一部危険負担までしても救うんだという、この金融機関の趣旨を生かすためには、零

細な人には何かと一人では借りられない。組合の力によつて借りるんだという人でなければならぬはずで、だから私は極端に言えば、もう組合以外は個人の対象のものは貸さないんだというくらい、例外はもちろんです。しかし原則は、はつきり分けてそこへお立てになつて、通産省の方で一定の比率で、貸し出し限度の中の一割以上は個人対象は認めないというくらい、一つの指導方針をお示しになつた方がいんじゃないか。私はここでかけをしてもいいが、このまま放つておけば来年一年たつて、今度は組合貸し付けと個人貸し付けとどうなるか、必ず個人貸し付けがふえます。私は今の程度のことならどうとも言ひたい。個人貸し付けがふえるような傾向にあるから私は申し上げるんです。何かそういうふうな指導を強くされるような御意向はございませんか。

○政府委員(記内角一君) 私どもも毎月定期的にある程度の試算表が出て参りますと、商工中金で役員会を兼ねまして連絡会議を開いておりました、こういう事情を逐次検討いたしておるわけでありまして、従いましてこの方の数字も絶えず注意をいたしておりますので、もしおかしな現象が出てくるようでございますれば、逐次警告をするつもりで進んでおりますが、なお事情が著しく変化して参りますれば、随次勧告をして参りたいというふうには考えております。

○河野三君 はなはだ念を押しておそれ入りますけれども、この程度というものは現在くらいのこととどまつておるならばということで、これ以上

個人貸しの比率がふえるようならば通産省としてはそれを押えるための適当な措置をとる、こういうことですか。

○政府委員(記内角一君) まあこれは一二%がいいか一五%くらいまでいいか、二〇%くらいまでが適当かと、この辺がなかなかむずかしいところでございしますが、二〇%以上になるような場合には当然何か警告しなければならんかと思っておりますが、その範囲でありますれば、われわれといたしましてその事情をよく観察しながら適当に措置して参りたい。いつまでもそれに近づくと放つて置くという形ではなく、この動きというものを絶えず注意して参りたいと考えておる次第でございます。

○河野三三君 私は一二%がいいか二〇%がいいかというよりなこと、これはそのつかみ方の話じゃない、個人貸しの内容を検討されたら私は一番早く結論が出ると思う。個人貸しの内容、どういふ種類の個人貸しで金が出ていくか、その個人貸しで借りていく人は、一体資力は市中銀行に依存できる人かできない人かという点から検討されたい。市中銀行に依存できる人はこの特殊金融の金を使うという人はもつてのほかです、またそういう金を使わせるべきでない。同時に先ほど伺いましたが、一口当り百七十八万円というんです。片方は組合で一口当り七百五十万です。一体組合員の平均は一口当りの貸出金額が非常に大きいんですよ、個人として百七十八万円というのは。そういう点から科学的に分析されて、この個人対象の貸付が果たして特殊金融の精神に合っているものか合っておらんものかとい

う角度から検討されて、例外的にこれは認めようというのなら、例外であるならば、私はせいぜい一割が限度であつて、これを二割に持つて行くということは、私はとんでもない間違いだと思ふんですが、そうじゃございませんでしょうか。

○政府委員(記内角一君) 各組合員の平均人数が出ておりませんが、当然個人よりも組合の方が数が多いはずでありますから、組合員一人当りに平均しますれば、若干減つて参るかと思ひます。一般に言われている金高から見ますれば、まずまずこの辺ならばそうやかましく言うこともないかというふうに考へておるのでございします。なお個人につきましては、一千万円以上の分につきましては、一々報告を出さしておりまして、その間の検討もいたしておるわけでございます。なお御趣旨などもよく考へまして、さらに検討してみたいと思つております。

○河野三三君 くだいようでありますけれども、かりに組合は一口当り七百五十万円だとおつしやいます、組合員がかりに十人で……十人ということはありませんね、もつと多いですよ必ず。十人にしたつて一人が七十五万です、二十人にしたら幾らです、三十七万五千円ですか、そういうふうに組合一口といつて七百五十万円ですが、組合員一人に割つてみたら……、一方個人の対象のものは百八十七万です、非常にその間に大きな開きがあるんですよ。でありますから、これは私はいくどく申しませんが、決して私どもの方から具体的に注文はつけません、あなたの方の個人貸しというものは、先ほど申し上げたように、果してこの

種の特種金融に依存しなければならぬ階級の中小企業が対象になつていくのか、それとも別の金融機関に依存して十分やつていける人か、この特殊金融機関のとうとい金を貸して、そのか、そこらのところの内容分析をされて、十分私は検討されたいと思ふんですが、またされた結果の何か資料をいただければ、いただきたいと思います。

○白川一雄君 特殊金融の精神が末端では逆になつておるような傾向が認められるのでございしますが、大体金融の援助を願ふとするものは、力が弱くて通常の銀行等に行つても願ふられない中小企業者を助けようというのが、この法律の精神だろうと考へるのであります。いなかのほうへ行つてみますと、金融機関に行つても貸し出しを願ふ人に対してはむしろ金融機関が貸し出しを好むが、零細な者に貸し出しては、いろいろむずかしい条件等をつけて貸し出しをしない。体験しました一例を申し上げます、香川県に大川郡というところがございます。そこに零細な手袋業者がございまして、その三割ないし四割が輸出で、その他は国内用になつておるのでございします。これに協同組合を作らうのでございします。金融を仰ぎ、きわめて零細なものでございしますから、時代おくれの感があるの、新しい製品を作るように奨励して、新しうたが、この商工中金等は、百余の零細な協同組合というやうなものは信用するに足らないというので、むしろその中から引くべきで、大きなものだけに金融をして行くというやうなことになるので、協同組合そのものが破壊されてしまふ、また団結した精神

が生まれてこないという悩みがあると相談を受けたらしてございしますが、なるほど金融機関でございしますから、貸した金が返る見込みもないやうな所に、貸すわけにいかないのは当然ですけれども、この金融機関の精神から行くと、少々不安があつてもそれを指導するという面から援助を与えてやるというのでなければ、零細な中小企業者は成り立たないのであります、というやうな感を深くする事実を見たのでございしますが、御当局なんかでそういう事実に対しては、どういふ御意見をもち下さるのか承りたいと思ひます。

○政府委員(記内角一君) 私どもそういうことのないやうに常に注意をいたしておるわけでございますが、ただ手袋のやうなところになつて参りますと、いわゆる貸加工のところと中間問屋のところといういろいろな変化もあるやうでございします。その間に、また何と申しますか、貸加工になりますと、農村の副業的なもの、これを業者と見るのかどうかというやうな問題もあるやうでございまして、その間のどのへんをいふやうな複雑なものもあるのではなからうかというふうに考へておるわけでございます。さらにその資金の貸し出しにつきましては、組合が直接利用します場合と、組合員に転貸する場合といふございします。また転貸する場合におきましては、いわゆる個人の保証が——資力信用が判明しかねるものから、役員個人の保証というやうなことも要求して参ります。そうすると、役員がなかなか個人保証をしたがらないというやうな面もあるやうでござい

まして、その辺の関係もありまして、あまり大きい組合員があることが、かえつて融資がたい。むしろ組合員は数の少い方で、共同に仕事をやつて行くというものを建前にすべき面も出て参るわけでありまして。それやこれやのことでもございしますので、ただ小さいから貸さないというだけでなくて、いろいろな面があるやうでございします。それらの点をよく検討いたしまして、しかも実態に即したやうな組合の作り方、また金融のし方というものを行わさせて参らなければならぬのじゃないかというふうに考へている次第であります。

○白川一雄君 お話の通り副業的にやつておる小さいもので組合に入れておるわけではございせんので、それを入れれば全部で二千五百軒くらいある。そのうち五十軒くらいのものを、もつて協同組合を作つて、そのもとにおのおの貸加工は組合外としてくつておるわけなんです。ただ五十ほどといひましても、一番大きなものとその中の一番小さいのを比べますと、非常に違いがあるでございします。もちろん組合が連帯責任を負つて行くということにもなつておるのであります。が、これもなかなか組合の中にも二心、三心を持った動きのある人もあるの、組合として動きながら、また個人として金融を一方で頼みに行つて、もう一方の個人の方は先にきまつてしまつて、組合の方はきまらないの、組合といふものの団結というものがおのずから崩壊して行くという傾向が強いので、これには零細なものをこの金融機関としては指導するといふ要素がなければ、普通の市中銀行と同

じ性格に変わって行ってしまうのじゃないかという点が、自分が見ておると痛切に感ぜられるので、そういう点何か報告でもありましたら十分実情を御検討願いたいと思います。

○委員長(吉野信次君) 今の河野、白川両委員の御質問に関連するので、これが別に質問でも意見でもないのですけれども、私の承知するところでは、商工組合中央金庫というものは、大体組合だけに貸すという建前でできた。ところが実際やつてみると、われわれが昔やつておったところには、組合だけで金を借りるという、今の役員個人の保証の問題が起るし、組合全体として共同施設でみんな潤うというときにはいいけれども、そのうちの個人はどうしても救われないのだ、それだから何とかして、その当時の商工組合、今日の協同組合ですが、その組合員のものにも金融の道を開いてもらいたいということは、ずいぶん長年の要望であつたのです。今その法律を見ますと、その長年の要望は何年か前に改正して入れているのです。そこで今、こういう金は組合本位が原則か、個人は邪道かという問題を議せられるときには、法律を改正されたときにどういう立法の趣旨で政府が提案したのか、議員の方の提案になつたものか、そこは私は存じませんが、そのときの立法の事情というものをよくやはり調べられて、その法律を改正してか

ら今日まで何年かたつておるだろうと思ふ。その場合河野委員の仰せられることはもつともなんで、金をほかで借りられるものが、それについて乱用したというか、便乗したという結果になつてしまつては工合が悪いから、そ

の間の法律改正後の今日までの状況というところをよく調べられて、そしてその立法の当時にさかのぼつて方針をきめられないという、ちよつと間違ひが起るだろうと思ふ。それだからこれは質問でもありませんけれども、河野委員のさっきの御質問に対して、何か資料があれば伺いたいということですから、もしそういう資料を作るときには、法律の改正にさかのぼつて、そのときの立法の理由、その後の施行の状況というものをやはり徹底的にお調べになつて、資料として示されるよう希望するということを一言つけ加えておきます。

○河野謙三君 委員長から何かちよつと助け舟が出たような格好ですが、私は議会におつてそういうことを言うのはどうかと思ひますが、商工組合中央金庫という名前がすでについておつて、それでその法律改正をしたこと自体はやむを得なかつたかもしれんけれども、私は原則的にはこの法律改正そのものが例外だと思ひます。だからそれは法律改正をされて、個人対象で貸すことができるようになって、どこまでもこれはやむを得ざる措置であるという、その線というものをしつかり守つてもらふと、まず第一に商工組合中央金庫という名前から変えて行かなければいけない。ところがだんだん個人対象のふえて行く傾向というのは、先ほどの数字を聞くと、大したことはないけれども、今後を予想すると非常にその傾向が強くなるということをおそれますから私は申し上げたので、あつて、それを何らかの方法で、現在の貸付状況についてよく検討されて、そうしてある一定の線を押えるよ

うにしてもならなければ、その性格が変つてしまひはしないか、こう思ひます。検討の方法はいろいろあるでしょう。先ほど申し上げなかつたが、また別の角度から今の貸し付けの中、個人対象の貸し付けと組合対象の貸し付けと、その帳尻についてどっちがどうなつておるかという回収状況を双方の内容にわたつて検討されるのも一つの資料になると思ふ。今委員長のおつしやつたように、これはやむを得ざる措置としてやつたのであるということ、私も承知しておりますが、どこまでもやむを得ざる措置という線を守つてもらわなければならぬ。法律改正になつたからこれは組合も個人も対等だという指導精神であつたならば、これは私はいかぬと思ひます。それはそうじゃないのです。これは全く法律がどつちかに貸してもいいということになつておるから、どつちに貸したつて自由だということならば、少くとも今の金庫の当事者はそういうふうな誤まつた指導精神を持つておられるのじゃないかと思ひますが、そうじゃありませんか。

○政府委員(肥内角一君) 最初に申し上げたかと思ひますが、やはり原則は組合員なのでございます。これは例外的な措置なのでございます。従いまして実際の扱いといたしまして、組合員に限定されております。一般の中小企業ではございません。組合員に直接貸しをする際には、組合の役員の承諾書を取つて貸しておるというふうな事情でございます。もちろんその役員あたりはそういうことを頼まれれば、直接組合の負担になるわけでもございせんので、乱発するといふよ

うな面もあるかもしれませんが。一応組合との話し合いということを建前にしてやつておるわけでございます。そこで中金自身も注意を払つておりますので、どんなことがふえて行くとは考えられませんが、なお御趣旨の点も考えあわせましてよく検討してみたいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) ちよつと速記をとめて。

午後三時二十六分速記中止

午後三時四十一分速記開始
○委員長(吉野信次君) 速記を始め

て。それではほかに御発言もないようでありますから今日はこれで散会いたします。

午後三時四十二分散会

昭和三十年六月十三日印刷

昭和三十年六月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局